

○ 経済産業省令第 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十一条第二項及び第二十五条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣名

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（火薬及び火工品の換算）

（火薬及び火工品の換算）

第一条の六 「略」

2・3 「略」

第一条の六 「略」  
「新設」

2・3 「略」

4|| 第一条の二第一号に規定する火薬のうち、過塩素酸アンモニウム、アルミニウム及びポリブタジエンを主とするコンポジット推進薬であつて、原料として爆薬を使用しないもの（以下「特定コンポジット推進薬」という。）及びこれを使用した火工品（爆薬を使用しないものに限る。）については、第一項にかかわらず、特定コンポジット推進薬（火工品にあつては、その原料をなす特定コンポジット推進薬）十トンを爆薬一トンに換算して第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫

の場合を除く。）及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号を適用する（特定コンポジット推進薬又はこれを使用した火工品を爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。）。

（特定硝安油剤爆薬等の特例）

第一条の七 硝安油剤爆薬又は含水爆薬であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下「特定硝安油剤爆薬等」という。）及びこれを使用した火工品については、第二十三条第一項から第三項まで（三級火薬庫の場合を除

〔新設〕

く。）及び第五項、第二十五項第六号、第二十五項の二第七号及び第九号、第二十六項第一項第四号並びに第三十一条第四号及び第五号の適用において、当該各項各号に掲げる爆薬の数量は、特定硝安油剤爆薬等（火工品にあつては、その原料をなす特定硝安油剤爆薬等）一・二トンにつき爆薬一トンとして計算するものとする。

（貯蔵の区分）

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、

二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあ

（貯蔵の区分）

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、

二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあ

つては、異った貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵火薬類の区分	「略」	「略」	貯蔵すべき火薬庫
がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。）その他煙火であつて経済産業大臣が告示で定めるもの（以下次条において「がん具煙火等」という。）	「略」	がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるもの）	がん具煙火貯蔵庫
「略」	「略」	「略」	「略」

貯蔵火薬類の区分	「略」	「略」	貯蔵すべき火薬庫
がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。）	「略」	がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるもの）	がん具煙火貯蔵庫
「略」	「略」	「略」	「略」

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。ただし、同表(2)に掲げる火薬について、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合は、同表(1)に掲げる火薬として扱う。

〔表略〕

2・3 「略」

4 第一項の表に掲げない火工品については、

その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第

一項から前項までの規定を適用する。この場

(最大貯蔵量)

第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。

4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。

合において、第一項の表(2)に掲げる火薬を用した火工品であつて、爆薬を使用したもの又は爆薬若しくは爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵するものは、当該火工品を第一項の表(1)に掲げる火薬を使用したものとして扱うこととする。

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火等を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

5 がん具煙火貯蔵庫においてがん具煙火を五トンをこえて貯蔵する場合には、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(無許可消費数量)

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定

定により許可を受けないで消費することでの  
きる火薬類の用途及び数量は、次の各号によ  
るものとする。

一～三 「略」

四 信号又は観賞の用に供するため煙火を  
消費する場合には、同一の消費地において  
一日につき直徑十四センチメートル以下の  
球状の打揚煙火七十五個以下（直徑六セン  
チメートルを超えるものの個数が二十五個  
以下であつて、直徑十センチメートルを超  
えるものの個数が十個以下である場合に限  
る。）、仕掛け煙火に使用する炎管二百個以  
下の球状の打揚煙火十個以下、二百個以下

第四十九条 法第二十五条第一項ただし書の規定

定により許可を受けないで消費することでの  
きる火薬類の用途及び数量は、次の各号によ  
るものとする。

一～三 「略」

四 信号又は観賞の用に供するため煙火を  
消費する場合には、同一の消費地において  
一日につき直徑六センチメートル以下の球  
状の打揚煙火五十個以下、直徑六センチメー  
トルを超える直径十センチメートル以下の  
球状の打揚煙火十五個以下、直徑十センチメー  
トルを超える直径十四センチメートル以下

下、ファイヤークラッカーその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スマーケクラッカーを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）○

・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）○・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管

無制限

の焰管を使用した仕掛け煙火一台、ファイヤークラッckerその他の点火によつて爆発音を出す筒物（スマーケクラッckerを除く。）であつて火薬一グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）○・一グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によつて発火するものを除く。）三百個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が三十本以下のものに限る。）○・一グラム以下の爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）○・一グラム以下の煙火三百個以下又は競技用紙雷管

技用紙雷管無制限

## 四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇

、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するためには煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬五十グラム以下の煙火八十個以下（その原料をなす火薬又は爆薬十五グラムを超えるものの個数が三十五個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬三十グラムを超えるものの個数が五個以下である場合に限る。）又は発煙筒、撮影用

## 四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇

、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するためには煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬十五グラム以下の煙火五十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超えるものの個数が三十個以下、その原料をなす火薬若しくは爆薬三十グラムを超えるものの個数が五個以下以下又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆

照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火無

薬(爆発音を出すためのものに限る。)〇・一グラム以下の煙火無制限

制限

五九 「略」

備考 表中の「」は注記である。

第二十条第一項の表を次のように改める。

(1)	火薬類の種類	火薬庫の種類
火薬(特定コンポジット 推進薬を除く。)	庫	一級火薬
八十トン	庫	二級火薬
二十トン	庫	三級火薬
五十キロ	庫	水蓄火薬
四百トン	庫	実包火
	薬庫	煙火火
	薬庫	煙火火
	蔵庫	がん具
	庫	導火線

(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
実包及び空包	銃用雷管	導爆線	信号雷管	工業雷管及び電気雷管	特定硝安油剤爆薬等	爆薬（特定硝安油剤爆薬等を除く。）	特定コンポジット推進薬
八千万個	四億個	メートル	二千キロ	一千万個	四千万個	ン 四十八ト	四百トン
二千万個	/	メートル	五百キロ	/	一千万個	十二一トン	百トン
六万個	四十万個	一トル	千五百メ	一万個	一万個	ログラム 二十五キ	五十キロ
個	八千万						二百トン

(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)
の原料用火薬及び爆薬 信号炎管及び信号火せん	火薬及び爆薬 煙火並びに煙火の原料用	信号炎管及び信号火せん	制御発破用コード	導水管付き雷管	コンクリート破碎器	信管及び水管
	四十トン	八十トン	メートル 四百キロ	一千万個	四百万個	二百万個
			一トル 百キロメ	万個 二百五十	百万個	/
		ラム 百キログ	トル 三百メー	個 二千五百	一万個	三万個
五トン	五トン	五トン			万個 二十五	

(19)	(18)	(17)
導 火 管	導 火 線 及 び 電 氣 導 火 線	が ん 具 煙 火 等
無 制 限	無 制 限	
無 制 限	無 制 限	
無 制 限	無 制 限	
無 制 限	無 制 限	
無 制 限	無 制 限	十 ト ン
無 制 限	無 制 限	

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則